



令和7年度版

飛騨市 の

障がい児者福祉

(令和7年4月1日現在)



飛騨市 市民福祉部 総合福祉課

障がい福祉係

TEL 0577-73-7483

目次

目次	パッと見ガイド 				掲載ページ
1 障がい者手帳	身体	療育	精神	その他	
1.身体障害者手帳	●				1
2.療育手帳		●			2
3.精神障害者保健福祉手帳			●		3
2 手当	身体	療育	精神	その他	
1.特別児童扶養手当	●	●	●	●	4
2.特別障害者手当	●	●	●	●	4
3.障害児福祉手当	●	●	●	●	5
4.重度心身障害児福祉手当	●	●			5
5.精神障害者福祉手当			●		5
6.家族介護応援手当	●	●			6
3 保険と医療	身体	療育	精神	その他	
1.更生医療	●				7
2.育成医療	●				7
3.精神通院医療			●		7
4.福祉医療制度	●	●	●		8
4 物品に対する補助	身体	療育	精神	その他	
1.補装具費の申請	●			●	9
2.日常生活用具の申請	●	●	●	●	10
3.ニュー福祉機器助成	●			●	11
4.日常生活利便性向上機器購入補助	●			●	11
5.重度身体障害者介護用自動車購入補助	●				11
6.障害者自動車運転免許取得・改造助成	●	●			12
7.高齢者・障がい者等への緊急通報装置の貸与	●			●	12
8.点字図書給付	●				12
9.小児慢性特定疾病児童等日常生活用具				●	13
10.難聴児補聴器購入費助成				●	13

11. 要電源障がい児者災害時電源確保支援	●			●	13
12. オストメイト用自宅トイレ便座改修補助金	●				14
5 障がい福祉サービス	身体	療育	精神	その他	
1. 介護給付及び訓練等給付のサービス	●	●	●	●	15～16
2. 障がい児通所支援のサービス	●	●	●	●	17
3. 指定相談支援	●	●	●	●	17
4. 日中一時支援	●	●	●	●	17
5. 移動支援	●	●	●	●	18
6. 訪問入浴サービス	●	●	●	●	18
6 情報伝達支援	身体	療育	精神	その他	
1. 手話通訳者の設置	●				19
2. 手話通訳者及び要約筆記者の派遣	●				19
3. 聴覚障がい者等の緊急通報装置	●				19
7 行動範囲の拡大等	身体	療育	精神	その他	
1. 在宅障がい児者等通院等助成	●	●	●	●	20
2. 人工透析療養者通院サービス事業	●				20
3. 有料道路通行料金の割引	●	●			21
4. 飛騨市通院支援タクシー助成券のご案内	●	●	●	●	22
5. 飛騨市バリアフリートイレ設備一覧	●			●	23
8 就労・雇用	身体	療育	精神	その他	
障がい者就労支援事業	●	●	●	●	24
9 その他福祉サービス	身体	療育	精神	その他	
1. 障がい者就労施設応援企業奨励金				●	24
2. 店舗バリアフリー化事業補助金				●	24
3. NHK 放送受信料の減免	●	●	●	●	25
4. いきいき地域生活応援事業	●	●	●	●	25～28
5. 成年後見事業	●	●	●	●	28
6. いきいき住宅改善助成事業の助成金	●			●	29
7. 医療的ケア児家族の安心レスパイト支援	●	●	●	●	29
8. 障がい者の方に対する軽自動車税(種別割)の減免	●	●	●	●	30～31
9. 老人福祉センター割石温泉	●	●	●	●	31

1. 障がい者手帳

障がい者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

1. 身体障害者手帳

身体障がいがある場合、身体障害者手帳が交付されます。この手帳は各制度を利用するために必要です。障がいの程度によって1級(重度)から6級(軽度)までの区分があります。

■対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能、に永続する障がいがある人。

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書(指定医師記入)・写真(3×4 cm)・印かん・マイナンバー確認書類・DV 調査票
障がい程度変更 障がい名追加	障がいの程度が変わったとき 別の障がいを追加するとき	申請書・診断書(指定医師記入)・写真(3×4 cm)・印かん・マイナンバー確認書類・手帳・DV 調査票
再認定	再認定の通知により診断書を提出するとき	申請書・診断書(指定医師記入)・写真(3×4 cm)・印かん・マイナンバー確認書類・手帳・DV 調査票
再交付	紛失・破損されたとき	申請書・写真(3×4 cm)・手帳(紛失以外)・印かん・マイナンバー確認書類・DV 調査票
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・手帳・印かん・マイナンバー確認書類・手帳・DV 調査票
返還	障がいに該当しなくなったとき 死亡されたとき	返還届・手帳・届出人の印かん・マイナンバー確認書類・手帳

※手帳は市役所経由で、判定機関での判定後岐阜県が交付します。手帳はお手元に届くまで1か月程度かかります。(特に、診断書の内容等について、診断した医師と調整が必要な場合は、3か月以上かかる場合があります。)

2.療育手帳

知的障がいがある場合、療育手帳が交付されます。障がい程度により A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の区分があります。申請後、18 歳未満の人は、飛騨子ども相談センター、18 歳以上の人は知的障害者更生相談所で判定を受けてください。

手帳交付後は障がい程度確認のため、定期的に再判定を受けることになっています。(この場合、再判定の時期に市役所からお知らせいたします。)

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	申請書・調査票・写真(3×4 cm)・印かん・マイナンバー確認書類・DV 調査票
再認定	再認定の時期が来たとき	申請書・写真(3×4 cm)・印かん・手帳・マイナンバー確認書類・DV 調査票
再交付	紛失・破損されたとき	申請書・写真(3×4 cm)・手帳(紛失以外)・印かん・マイナンバー確認書類・DV 調査票
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・手帳・印かん・手帳・マイナンバー確認書類・DV 調査票 県外からの転入の場合は、調査票・写真(3×4 cm)も必要です
返還	障がいに該当しなくなったとき 死亡されたとき	返還届・手帳・届出人の印かん・手帳・マイナンバー確認書類・DV 調査票

※手帳は市役所経由で、判定機関での判定後岐阜県が交付します。手帳は判定からお手元に届くまで1か月程度かかります。

■巡回相談 18 歳以上の方の判定は、年に数回の飛騨市での巡回相談で対応しています。
再判定の対象となる方には、判定日の 2 か月程前に市役所からご連絡します。

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活上のハンディキャップがある場合、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障害等級は1級から3級までの区分があります。

■ 申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	①申請書 ②診断書(手帳用)(初診から6か月以上経過した時点のもの)又は精神の障がいによる障害年金証書の写し(直近の年金支払通知書・年金振込通知書の写しも可) ③同意書(障害年金証書の写して申請する場合のみ必要) ④写真(3×4 cm) ⑤印かん ⑥マイナンバー確認書類
更新	手帳の有効期間は2年で、有効期限の3か月前から更新申請ができます	①新規申請時と同様の書類 ②手帳
等級変更	障がいの程度が変わったとき	①新規申請時と同様の書類 ②手帳
再交付	紛失・破損されたとき	①申請書 ②写真(3×4 cm) ③手帳(紛失以外) ④印かん ⑤マイナンバー確認書類
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	①記載事項変更届出書 ②変更事項を確認できる書類(住民票・保険証等) ③手帳 ④印かん ⑤マイナンバー確認書類 ⑥手帳
返還	障がいに該当しなくなったとき 死亡されたとき	①返還届 ②手帳 ③届出人の印かん ④マイナンバー確認書類 ⑤手帳

※手帳は市役所経由で、判定機関での判定後岐阜県が交付します。手帳はお手元に届くまで3か月程度かかります。

2. 手当

1. 特別児童扶養手当

心身又は精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。

※手当は、申請し、認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

対象の障がい		支給月額	支給方法
1 級	身体障害者手帳 1 級・2 級及び 3 級の一部 療育手帳 A1・A2 同程度の障がいのある児童	56,800 円	年 3 回 4・8・12 月 (口座振込)
2 級	身体障害者手帳 3 級及び 4 級の一部 療育手帳 B1 (B2 も一部該当) 同程度の障がいのある児童	37,830 円	
支給制限		・児童が児童福祉施設に入所している場合 ・児童が障がいによる公的年金を受給できる場合 ・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止)	
備考		診断書は省略できる場合がありますので、お問い合わせください。	

2. 特別障害者手当

心身又は精神の障がいがあり、重複又は著しく重度の状態にあるため日常生活において常に特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に支給されます。

※手当は、申請し、認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

対象者	支給月額	支給方法
在宅で重度の障がい重複している等により特別の介護を必要とする方	29,590 円	年 4 回 2・5・8・11 月 (口座振込)
支給制限	・福祉施設等に入所している場合 ・病院等に 3 か月を超えて入院している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止)	

3. 障害児福祉手当

精神又は身体に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする 20 歳未満の方に支給されます。

※手当は、申請し、認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

対象者	支給月額	支給方法
在宅で重度の障がい重複している等により特別の介護を必要とする方	16,100 円	年 4 回 2・5・8・11 月（口座振込）
支給制限	・福祉施設等に入所している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）	

4. 重度心身障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がいを有する児童(20 歳未満)を対象として児童を保護している方に手当を支給します。

対象者	支給月額	支給方法
重度の障がいを有する児童を保護する方	1 級 10,000 円 2 級 8,000 円 3 級 5,000 円	年 4 回 6・9・12・3 月（口座振込）

5. 精神障害者福祉手当

精神障がい者及び保護している方の福祉の増進を図ることを目的として保護している方に手当を支給します。

対象者	支給月額	支給方法
精神障がい者の保護者の方	1 級 5,000 円 2 級 3,000 円 3 級 3,000 円	年 1 回（口座振込）
支給制限	・病院等に 3 か月を超えて入院している場合	

6. 家族介護応援手当

知的又は身体の障がいにより、在宅で常に介護を受けている方を介護する方を在宅介護の重要な担い手と位置づけ、在宅介護の継続、介護者への感謝と応援並びに福祉の増進を図ることを目的とし手当を支給します。

対象者	支給月額	支給方法
① 20歳以上65歳未満の重度障がいを有し障害者区分5又は6に該当する方を介護する方 ② 介護保険法に定める要介護3以上の方	10,000円 準被介護者又は未就学児1名につき 5,000円	年4回 4・7・10・1月（口座振込）

3. 保険と医療

1. 更生医療

障がい程度を軽減する又は残された機能を回復することを目的とした、手術等を受ける場合、必要な医療費を公費で負担します。

対象者	身体障害者手帳を交付された 18 歳以上の方で角膜、関節形成、心臓手術、人工透析、外耳道形成などの手術を受ける方
補助・助成	医療費の 1 割が原則として自己負担となります。ただし所得に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。

2. 育成医療

身体に障がいのある方の障がいの除去手術等により確実な治療効果が期待できるものにかかる医療費を公費で負担します。

対象者	18 歳未満で下記の障がいに該当する児童 ※視覚、聴覚、平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、その他内臓疾患 等
補助・助成	医療費の 1 割が原則として自己負担となります。ただし所得に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。

3. 精神通院医療

精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合の医療費を公費で負担します。

対象者	精神疾患により通院医療を受けている方
補助・助成	医療費の 1 割が原則として自己負担となります。ただし所得に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。

4. 福祉医療制度

一定の障がいをお持ちの方に対して医療費の補助があります。

対象者	・身体障害者手帳をお持ちの場合 Ⅰ級、Ⅱ級、Ⅲ級 → 所得制限なし Ⅳ級 → 非課税世帯 ・療育手帳をお持ちの場合 - AⅠ、AⅡ、BⅠ → 所得制限なし - BⅡ → 非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 Ⅰ級、Ⅱ級 → 所得制限なし Ⅲ級 → 非課税世帯
補助・助成	保険診療に係る自己負担額を助成します。(ただし入院時食事療養費は除く)

◆お問い合わせ先 市民福祉部 市民保険課 保険年金係 ☎0577-73-7464

4. 物品に対する補助

1. 補装具費の申請

身体障がい者(児)及び難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入及び修理に係る費用の一部を公費で負担します。

※必ず購入・修理の前にご相談ください。

対象者	身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等。ただし、対象者又は配偶者(対象者が18歳未満の場合は保護者の方)のうち、市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合、対象となりません。
補助・助成	費用の10%が原則として自己負担ですが、飛騨市ではその半額の5%を補助しています。ただし、所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。
備考	介護保険法の対象とならない場合に限りです。

<補装具の種類>

障がい名	種類
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ(一本杖を除く)、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
視覚障がい	視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡
聴覚・言語障がい	補聴器、人工内耳
肢体不自由かつ言語障がい	重度障害者用意思伝達装置

2. 日常生活用具の申請

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

※必ず購入・修理の前にご相談ください。

補助・助成	費用の 5%が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。
備考	障がい者(難病患者)本人又は配偶者(障がい児の場合は世帯全員)のうち、市町村 民税所得割の最多納税者の税額が 46 万円以上の場合は、対象となりません。また、介護保険法の対象とならない場合に限ります。

<日常生活用具の種類>

種目	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・エアーマット・特殊尿器・入浴担架・体位変換機・移動用リフト・訓練いす(児のみ)・訓練用ベッド(児のみ)
自立生活支援用具	入浴補助用具、ポータブル便器・T 字状・棒状のつえ・移動・移乗支援用具・頭部保護帽・特殊尿器(洗浄機能付便器)・火災報知器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・音声標識ガイド装置・聴覚障がい者用屋内信号装置・環境制御装置・テーブルリフト
在宅療養支援用具	透析加湿器・ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引機・パルスオキシメーター・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計(音声式)・盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置・携帯用会話補助装置専用キーボード・情報・通信支援用具・パーソナルコンピューター用特殊入力装置・電動ページめくり装置・点字ディスプレイ・点字電子手帳・点字器・点字タイプライター・視覚障がい者用ポータブルレコーダー・デジタル録音図書読書機・視覚障がい者用活字文書読上げ装置・視覚障がい者用拡大読書器・視覚障がい者用音声 IC タブレコーダー・盲人用時計・聴覚障がい者用通信装置・聴覚障がい者用情報受信装置・みえるラジオ・コミュニケーションツール・人工咽頭・福祉電話(貸与)・ファックス(貸与)・視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)・埋込型人工喉頭用人工鼻・人工内耳用体外装置
排泄管理支援用具	ストーマ装具(蓄尿袋)・ストーマ装具(蓄便袋)・紙おむつ等・収尿器
住宅改修	居宅生活動作補助用具

3. ニュー福祉機器助成

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、福祉機器が給付されます。

※必ず購入の前にご相談ください。

補助・助成	物品の購入に要した額に 1/2 を乗じた額と、基準額を比較して少ない方の額。
-------	--

<ニュー福祉機器の種類>

パーソナルコンピューター、音声炊飯ジャー、音声 IC タグレコーダー、人工呼吸器、音声血圧計、色彩音声案内装置、障害物感知センサー、電子白杖、呼び鈴

4. 日常生活利便性向上機器購入補助

近年の ICT 技術の進展等により、障がいのカバーにつながる有用な機器が数多く登場していることから、それらの機器を購入する費用を助成します。

※医療専門職等の同意が必要になりますので、必ず購入の前にご相談ください。

補助・助成	物品の購入に要した額に 2/3 を乗じた額。
-------	------------------------

<日常生活利便性向上機器の種類>

タブレット端末（視覚障がい者、聴覚障がい者等）、暗所支援眼鏡、ヨギボー（体幹機能障害等）、けん引式車いす補助装置等

5. 重度身体障害者介護用自動車購入補助

重度身体障害者を介助する者が運転する自動車をリフト付き等に改造する経費又は既に改造された自動車を購入する費用を助成します。

※必ず購入の前にご相談ください。

対象者	以下の3点すべてに当てはまる方 ①身体障害者 1 級及び 2 級の下肢又は体幹機能障害で、移動に車椅子等を使用している身体障害者がいる世帯 ②世帯の所得課税所得金額(各所得控除後の額)が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯 ③5 年以上この助成を受けていない世帯
補助・助成	対象経費と 240,000 円と比較して少ない方の額。

6. 障害者自動車運転免許取得・改造助成

障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加をできるよう自動車免許の取得並びに改造の費用を助成します。

※必ず購入・修繕の前にご相談ください。

対象者	・自動車運転免許取得(以下の3点すべてに該当する方) ①身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者 ②飛騨市に住所を有する18歳以上の者 ③補助金交付年度内に自動車運転免許を取得又は取得しようとする者 ・自動車改造助成(以下の4点すべてに該当する方) ①身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者 ②飛騨市に住所を有する18歳以上の者 ③改造を助成する月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者 ④障がい者自らが所有し運転する自動車の操向装置等の改造を必要とする者
補助・助成	自動車運転免許:助成経費の2/3以内(10万円を限度) 自動車改造助成:対象経費(10万円を限度)

7. 高齢者・障がい者等への緊急通報装置の貸与

一人暮らしの重度身体障がい者等が家庭において急病や災害等の緊急時迅速かつ適切な対応を図り安心して生活できるよう、一人暮らしの重度身体障がい者等に緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与します。

対象者	一人暮らしの重度身体障がい者の方
補助・助成	対象者の生活状況に合わせて希望される以下の装置を貸与します。 ①固定電話回線装置(無料) ※自宅に固定電話回線がある方のみ ②LTE回線版装置(自己負担月額700円) ③LTE回線版装置+人感センサー(自己負担月額1,000円) ④LTE回線版装置+人感センサー+生活情報閲覧(自己負担月額1,200円)

8. 点字図書給付

視覚障がい者の方に対して情報入手の便宜を図る為、点字図書を給付します。

対象者	主に情報の入手を点字で行っている視覚障がい者(18歳未満の方を含む)
補助・助成	給付対象者1名につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻。

9. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

小児慢性特定疾病児童が日常生活をより円滑に過ごせるように必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

対象者	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている市内在住の方。 (一部対象者は除く。)
補助・助成	所得税及び市町村民税の額により費用負担が異なります。

<日常生活用具の種類>

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系)(尿路系)、人工鼻

10. 難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者	以下の3点すべてに当てはまる方 ①市内に住所を有し、満18歳未満である方 ②両耳の聴力が30dB以上70dB未満である方 ③身体障害者手帳の交付対象者でない方
補助・助成	購入費と基準額と比較して少ない方の額に2/3を乗じた額

11. 要電源障がい児者災害時電源確保支援

人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がい児者が、災害等による停電時においても安心して日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等を支給します。

対象者	以下の3点に該当する方 ①飛騨市に在住している方 ②個別避難計画を策定している方 ③呼吸器機能障がいの身体障害者手帳を所持している方若しくは医師の意見書がある方
補助・助成	非常用電源装置の種類と市町村民税の課税非課税により異なります。

<非常用電源装置の種類>

正弦波インバーター発電機、ポータブル蓄電池、DC/ACインバーター(カーインバーター)

12. オストメイト用自宅トイレ便座改修事業補助金

消化管や膀胱などに障がいがあり、ストーマ装具を造設している方(オストメイト)が自宅トイレの便座改修を行う際にその費用を助成します。

対象者	膀胱又は直腸機能に障がいがありストーマを造設している者
補助・助成	改修費用の 2/3。(上限 10 万円) ※開口部分が広くなるよう便座を取付・改修する費用に限ります。

5. 障がい福祉サービス

1. 介護給付及び訓練等給付のサービス

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。また、介護給付と訓練等給付で利用の際の手続きの流れが異なります。

費用	費用の10%が原則として自己負担ですが、飛騨市ではその半額を補助しています。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようにしています。
----	---

《サービスの利用を希望される方へ》 指定特定相談事業所を決めて市へご相談ください。

いこい（身・知・精・児）

設置者 社会福祉法人 吉城福社会
住 所 飛騨市古川町下気多 990 番地
TEL 0577-73-0160
FAX 0577-73-0170

相談支援センターまごの手（身・知・精・児・難）

設置者 株式会社 ななほし
住 所 飛騨市神岡町殿606-2
TEL 0578-84-0022
FAX 0578-84-0024

地域生活支援センターぶりずむ（身・知・精・児・難）

設置者 社会福祉法人 飛騨慈光会
住 所 高山市天満町4-64-8 第一ビル1F
TEL 0577-32-8736
FAX 0577-32-6281

地域活動支援センターやまびこ（知・精）

設置者 特定医療法人 生仁会
住 所 高山市国府町村山 251-2
TEL 0577-72-5023
FAX 0577-72-5024

上記の事業所のほか、指定を受けた指定特定相談事業所にサービス等利用計画の作成を依頼することができます。

<サービスの種類>

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行っています。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (宿泊型自立訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴や排せつ、食事介護等を行います。
	就労定着支援	就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行います。

2. 障がい児通所支援のサービス

児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

費用	費用の10%が原則として自己負担ですが、飛騨市では児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の自己負担額の全額を補助しています。 ただし食費などは実費負担となります。
----	--

<サービスの種類>

児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導・知識・技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	障がい児に対し、医療の提供を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導・知識・技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中(幼稚園及び大学を除く。)の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う、保育所や小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、発達支援を受ける機会を提供します。

3. 指定相談支援

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

<相談支援の種類>

計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者及び障がい児に対し、サービス利用計画の調整やモニタリングを行います。
--------	--

4. 日中一時支援

介護者の方が一時的に外出・休息をするために、心身障がい者(児)を日中に一時的に施設に預けることができます。

費用	費用の自己負担はありません。
----	----------------

5. 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動支援員を派遣します。

対象者	単独で外出することが困難で、移動支援員の派遣が必要と認められる方(ただし、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援の対象者は除きます。)
費用	費用の自己負担はありません。

6. 訪問入浴サービス

居宅の浴場での入浴が困難な人に対し、訪問入浴車を利用して入浴の介護を行います。

費用	費用の自己負担はありません。
----	----------------

6. 情報伝達支援（聴覚障がいのある方）

1. 手話通訳者の設置

市役所に来庁する聴覚障がいのある方のために手話通訳を行い、聴覚障がい者の方々の生活を手助けします。

設置時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
------	------------------------------------

2. 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

聴覚障がい者が生活上、コミュニケーションに不便をきたすとき（病院や学校などに行くとき）、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

※宗教団体活動、営業活動、政治活動に関する派遣はいたしません。

対象者	飛騨市に居住する聴覚障がい者
手続き	直接窓口で、又は FAX・電話・郵便で申込みできます（1 週間前位までに） ※FAX は 24 時間受信しますが、返事は翌日以後となります。 ・手話通訳者、要約筆記者が決まったらご連絡します ・事前登録が必要です。

3. 聴覚障がい者等の緊急通報システム

突然、病気や火事にあった場合に、消防本部へ助けを求めることができます。

対象者	飛騨市に居住する聴覚障がい者又は発声発語に著しい障がい有する方
FAX	自宅の FAX 機器を使用し、予め配布されている緊急通報 FAX 送信用紙により送信する。
メール 119	携帯電話で文字メールを作成し送信する。（飛騨市内からの発信に限る。）
NET 119	スマートフォン等から、専用アプリにより通報する。（飛騨市内、市外どこにいても利用可能。【一部利用制限あり】）
手続き	事前に総合福祉課までご相談ください。

7. 行動範囲の拡大等

1. 在宅障がい児者等通院等助成

在宅の障がい児者、発達障がい児者又は難病等の治療が必要な方の経済的負担を軽減する為、通院等に要した交通費を助成します。

対象者	飛騨市民で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方や難病等の方が対象です。
補助・助成	場所に応じて定額を補助します。

2. 人工透析療養者通院サービス事業

在宅の身体障がい者の方に対し、住み慣れた地域社会の中で引き続き自立した生活を支援する為、タクシーでの送迎に関して助成をします。

対象者	飛騨市に住所を有し、生計中心者の前年市民税非課税の世帯で次に該当する方。 ①人工透析を受けている身体障がい者で市内の病院への通院において家族等が送迎できなく、一般公共交通機関を利用することが困難な者 ②人工透析を受けている身体障がい者で高山市の病院への通院において家族等が送迎できなく、一般公共交通機関を利用することが困難な者。(自宅から飛騨古川駅までの送迎)
費用	交通費の3割自己負担
手続き	事前にご相談ください。

3. 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。

対象者		身体障害者手帳又は療育手帳 A・A1・A2 を所持している方
適用範囲		第 1 種身体障害者 第 1 種知的障害者
		障がい者本人が運転する場合、障がい者本人が車に同乗される場合
		第 2 種身体障害者
		障がい者本人が運転する場合(障がい者本人の運 害者転免許証が必要)
		※登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので、詳細はお問 合せください。 ※登録できる車は 1 台のみ
手 続	ETC を 利用しない場合	・手帳 ・登録を希望する自動車の車検証 ・第 2 種身体障害者の場合、障がい者本人の運転免許証
	ETC を 利用する場合	上記に加え、 ・ETC カード(障がい者本人名義のものに限ります。ただし、障がい者が 20 歳 未満の場合は保護者名義のものが使用できます) ・ETC 車載器セットアップ申込書・証明書
お問い合わせ先		市役所 総合福祉課 ☎ 0577-73-7483 有料道路 ETC 割引登録係 ☎045-477-1233
備考		割引には有効期限があります。引き続き割引の適用を受ける場合は、更新の手 続が必要です。更新は有効期限の 2 か月前から受け付けます。 住所・氏名・登録車両・ETC カード番号、ETC 車載器に変更があった場合も、 再手続きが必要です。

4. 飛騨市通院支援タクシー助成券のご案内

飛騨市内にお住まいの障がい者手帳を所有されている方などが、古川町又は神岡町内の医療機関受診後、タクシーを使って帰宅する際の費用の一部を市で助成しています。

対象者	市内に住所を有する方で ①70 歳以上 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している。 ③介護保険の認定を受けている。 上記①～③のいずれかに当てはまる方		
医療機関一覧	古川病院	垣内クリニック	大高医院
	河合医院	玉舎クリニック	江尻内科・循環器科 クリニック
	かじ眼科	牛丸歯科医院	高島歯科
	山下歯科医院	古田歯科医院	こどものこころクリニック
	飛騨市民病院	本町クリニック	村沢デンタルオフィス
	ゆうひが丘歯科		さくら歯科クリニック
手続	診療後、窓口で対象者である証明書(保険証、手帳)を提示してください。 <u>診療 日当日限り有効</u> のタクシー券(400円分)を交付します。タクシーから降車する 際に運転手に券を提出してください。 注意事項 ・医療機関以外の場所から乗車する場合でも使用できます。 ・古川タクシー、宮川タクシー、宝タクシー、濃飛タクシーのみ使用できます。 ・2 人以上で乗車される場合は、タクシー1 台につき 1 枚のみ使用可能です。 ・400 円を超えた分は自己負担となりますのでご了承ください。 ・交付された助成券の譲渡、換金はできません。		
お問い合わせ先	市役所 総務課 行政係 ☎ 0577-73-7461		

5. 飛騨市バリアフリートイレ設備一覧

飛騨市内のバリアフリートイレの設備一覧です。

 車椅子対応トイレ
  介助用ベッド
  オストメイト
  オムツ交換台(※)
  ベビーチェア
  着替え台

※お子さんのオムツ交換台は介助ベッドで代用できます

	施設名	場所	設備	備考
神岡地区	神岡町ふれあいセンター 2階トイレ (身障ホール)	神岡町船津 2122-4	  	
	神岡町地域交流センター (船津座) (屋外トイレ)	神岡町船津 1130-1	   	
	神岡町本町防災公園	神岡町船津 959-1	 	
	神岡振興事務所 駐車場入り口トイレ 庁舎内トイレ	神岡町東町 378	     	
	星の駅宙ドーム神岡 男女公衆トイレ 中央トイレ	神岡町夕陽ヶ丘 6	       	男児用便器あり
	江馬氏館跡公園	神岡町殿 573-1	 	
	坂巻公園 子どもの遊び場側 グラウンド側	神岡町殿 234-1	     	
	ガッタンゴー	神岡町東雲 1327-2	 	着替え台は すのこで代用
	流葉交流センターM プラザ 1階 3階温泉入り口	神岡町伏方 150	   	
河合地区	河合振興事務所	河合町角川 223-1		
	香愛ローズガーデン	河合町角川 780	  	
	飛騨かわいスキー場	河合町稲越 2824		
古川地区	杉崎公園	古川町杉崎 3641-1	 	小児用あり
	古川公衆トイレ ふるかわや	古川町本町 2	   	
	古川駅前総合案内所	古川町金森町 8-32	  	
	古川町総合保健福祉センター(ハートピア古川) ハートピア古川 2階	古川町若宮 2丁目 1-60	  	
	起し太鼓の里 飛騨古川まつり会館	古川町壺之町 15-5	  	
	起し太鼓の里 御旅所トイレ	古川町壺之町 15-24		
	殿町公衆トイレ	古川町殿町		
	さくら物産館	古川町三之町 2-20	   	
	千代の松原公園	古川町向町三丁目 8	   	
	道の駅アルプ飛騨古川	古川町上町 1348-2	     	
	道の駅飛騨古川いぶし 公衆トイレ	古川町畦畑 2173-1	 	小児用あり
	気多公園	古川町下気多		
宮川地区	ナチュールみやがわ 体験棟側 管理棟側	宮川町西忍 135	 	
	宮川振興事務所	宮川町林 50-1	   	

8. 就労・雇用

障がい者就労支援事業

重度障がい者等の通勤や職場等における支援を行う事業所に対し身体介護等に係る費用を補助します。

対象者	重度訪問介護、同行援護、又は行動援護の支給を受けている者が就職している法人
費用	支給対象者の方の課税額によって、負担額が変わります。
備考	喀痰吸引等の 3 号研修について補助がありますのでお問い合わせください。

9. その他福祉サービス

1. 障がい者就労施設応援企業奨励金

障がい者雇用を支援する仕組みを整え、障がい者就労施設等の仕事を確保することで、その経営基盤の安定を図ることを目的とし障がい者就労施設等から一定以上の物品の購入又は業務委託を行った事業所に対し奨励金を交付します。

対象者	以下いずれかに該当する事業所の方 ①障がい者就労施設から 1 年間に 50 万円以上の物品の購入 ②障がい者就労施設へ 1 年間に 100 万円以上の業務の委託 ③障がい者就労施設から 3 年以上物品の購入又は障がい者就労施設への業務委託
補助・助成	①物品購入の 1% ②業務委託の 1% ③飛騨市商工業融資制度の支払った利子 10% ④上記対象者③の費用の 1%

2. 飛騨市店舗バリアフリー化事業補助金

対象者	市内に住所を有する個人又は企業の方(その他要件あり)
補助額	店舗のバリアフリー化に要する費用 2/3 に相当する額(200 万円限度) ※詳しくはお問い合わせください。

3. NHK 放送受信料の減免

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となります。

内容	免除
障がい者のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯。	全額免除
①視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合。 ②重度の障がい者(身体障害者 1・2 級、知的障害者 A・A1・A2、精神障害者 1 級)が世帯主の場合。 ③重度の戦傷病者	半額免除
お問い合わせ先	NHK 岐阜放送局 ☎ 058-264-4612 市役所 総合福祉課 ☎ 0577-73-7483

4. いきいき地域生活応援事業

高齢者等が、住み慣れた地域でいつまでもいきいきとした生活が送れるよう、多様な支援事業を設けています。下記①～④から毎年ひとつお選びいただけます。



【対象者】 飛騨市に住所を有し、かつ居住しており、70歳以上の方または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方、もしくは介護保険認定を受けている方

【交付場所】 ハートピア古川 地域包括ケア課 または 各振興事務所、郵便局（打保・東茂住・袖川）
※対象者の生年月日が確認できる保険証や免許証及び身体障害者手帳等をご持参ください。

① 『いきいき券コース』

下記の施設で利用できる 1 枚 100 円 45 枚綴りのいきいき券（利用助成券）を交付し、施設等の利用料を助成します。



いきいき券 利用施設等一覧

令和7年2月1日現在

	施設名	住所	電話番号
入浴施設	ぬく森の湯すば〜ふる	古川町黒内 1407	0577-75-3111
	ゆうわ〜くはうす	河合町角川 350-1	0577-65-2180
	おんり〜湯	宮川町杉原 116	0577-62-3259
	割石温泉	神岡町割石 291	0578-82-0988
	M プラザ	神岡町伏方 150	0578-82-2275

タクシー	古川タクシー	古川町金森町 11-20	0577-73-2010
	宮川タクシー	古川町金森町 10-41	0577-73-2321
	濃飛タクシー	神岡町船津 1950	0578-82-1111
	宝タクシー	神岡町船津 2110-8(大島2)	0578-82-1313
バス	ひだまる	地域路線、乗合タクシーに使用できます。	
訪問理容	理容師会南古城支部	高山市国府町八日町 357-2	0577-72-3179
	尾形理容店	神岡町船津 1303-5	0578-82-2259
	タカオ理容所	神岡町船津 935-1	0578-82-0290
	サージュ・ヘア	神岡町殿 3 1 6-6	0578-82-6807
	理容まつやま	神岡町西 1 7 5 8	0578-82-2335
鍼灸マッサージ治療院	北村鍼灸治療院	古川町増島町 6-2	0577-73-4554
	山田鍼灸マッサージ治療院	古川町是重 1-1-5	0577-73-2241
	奥田治療院	古川町片原町 2-12	0577-73-3923
	渡辺富士夫長生治療院	古川町貴船町 6-15	0577-73-0503
	樹下鍼灸マッサージ治療院	古川町向町 3-1-2 2	0577-73-6202
	河合整体鍼灸治療院	古川町上町 6 1 9-1 2	0577-73-6606
	マキ治療院	古川町栄町 1-3-2 2	0577-73-0616
	小又接骨院	古川町幸栄町 1 1-3 2	0577-73-6545
	田中鍼灸治療院	古川町杉崎 1 7 3-2	0577-73-2188
	田上治療室	古川町戸市 3 8 8	090-7955-5564
	アルク HIDA 治療院	古川町金森町 10-25	0577-73-6633
	ひまわりマッサージ治療院	古川町金森町 2-2 3	0577-70-8181
	新家治療院	神岡町殿 5 3 8-3	0578-82-3916
	谷口鍼灸治療院	神岡町館野町 16-2	0578-82-2143
	平井鍼灸マッサージ治療院	神岡町船津 1 3 3 6	0578-82-0444
	荒井鍼灸治療院	神岡町東町 3 7 1	0578-82-2653
	上家励命指圧治療院	神岡町東町 453-5	
	古田鍼灸院	神岡町東町 6 5 5-6	0578-82-0971
	指圧ひば治療院	神岡町山田 1 2 2 3-1	0578-82-1811
	もみ治療山下	神岡町山田 2 5 9 6	090-2349-4943
スキー場	ひだ流葉スキー場	神岡町伏方 1 5 0	0578-82-0916
	飛騨かわいスキー場	河合町稲越 2 8 2 4	0577-65-2903
ジム	スポーツクラブひまわり	古川町金森町 2-2 3	0577-70-8181
ごみ収集	古城環境管理センター	古川町下気多 1 0 6-1	0577-73-2609
	神岡衛生社	神岡町東雲 3 7 5	0578-82-0337
宅配弁当	清和弁当	古川町栄二丁目 1-1 6	0577-73-5834
	吉田屋食料品店	古川町殿町 1 1-1	0577-73-2820
	味処古川	古川町吉之町 1 1-3	0577-73-7100
	じんずし古川店	古川町幸栄町 1 2-6	0577-73-3682

宅配弁当	山腰楼	古川町殿町10-22	0577-73-2883
	ごはん倶楽部	古川町大野町51-1	050-8884-9048
	まごころ弁当(けいちゃん)	神岡町東町514-1	080-2049-1952
	前田本店	神岡町船津1170-1	0578-82-0044
移動販売	とくし丸	運行地域 古川町(一部) 河合町、宮川町、古川町信包 神岡町(山之村地区を除く) 古川町(一部) 河合町小無雁～元田	0577-33-0622 (ファミリーストアさとう)
	まごころのりちゃん		070-2452-0988
	まごころけいちゃん		080-2049-1952
	やぶした商店		090-3389-5201
宅配灯油	北平商店 古川町給油所	古川町栄2丁目1-21	0577-73-2845
	北平商店 古川南給油所	古川町上町253-2	0577-73-4339
	高山米穀 古川営業所	古川町壺之町8-14	0577-73-2154
	田中石油 飛騨古川バイパス営業所	古川町上町1294	0577-73-5769
	田中屋商店	古川町末広町6-14	0577-73-2251
	谷辺商店	古川町新栄町10-11	0577-73-2233
	古川石油 セルフ幸栄SS	古川町幸栄町7-25	0577-73-5688
	平和商事	古川町袈裟丸638	0577-75-2221
	山崎石油	古川町袈裟丸811	0577-75-2009
	JA ひだ 燃料配送センター	高山市三福寺町590	0577-62-8787 (フリーダイヤル0120-073188)
	古川石油 角川給油所	河合町小無雁53	0577-65-2040
	よろずや商店	宮川町西忍753-1	0577-63-2010
	山腰石油	宮川町打保798-1	0577-62-3034
	牛丸石油 神岡営業所	神岡町殿316-42	0578-82-1005
	斐太ネクスト 神岡江馬SS (旧斐太石油)	神岡町殿字沖野724	0578-82-0427
ガソリン スタンド	北平商店 古川町給油所	古川町栄2丁目1-21	0577-73-2845
	北平商店 古川南給油所	古川町上町253-2	0577-73-4339
	田中石油 飛騨古川バイパス営業所	古川町上町1294	0577-73-5769
	谷辺商店	古川町新栄町10-11	0577-73-2233
	平和商事	古川町袈裟丸638	0577-75-2221
	山崎石油	古川町袈裟丸811	0577-75-2009
	JA ひだ JASS-PORT 古川	古川町中野1240	0577-73-2641
	清水商事 リブレ古川SS	古川町高野376-1	0577-73-3611
	山腰石油	宮川町打保798-1	0577-62-3034
	牛丸石油 殿給油所	神岡町殿1289-9	0578-82-2272
	斐太ネクスト 神岡江馬SS (旧斐太石油)	神岡町殿字沖野724	0578-82-0427
	清水商事 リブレ神岡	神岡町梨ヶ根62-1	0578-82-0873

※休業日や営業時間をご確認のうえお出かけください。

※ごみ収集:粗大ごみ持ち込みの際の処分費にはご利用いただけません。

② 『あんきな外出コース』

一人ひとりの身体状況に応じ、外出支援器具の購入費を助成します。

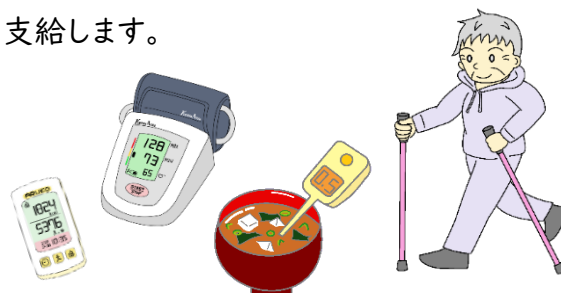
- 【助成内容】・ショッピングカート(キャリーカート)
・シルバーカー(押し車)
 実費額の1/2(上限10,000円)
・伸縮ステッキ
 実費額(上限4,500円)



③ 『いつまでも健康コース』

健康づくりに関心のある方を対象に、健康増進器具を支給します。

- 【支給品目】・活動量計(万歩計)
・ウォーキングポール(1セット)
・血圧計
・塩分測定器



④ 『バス利用券コース』

ひだまや市内を運行する濃飛バスにご利用いただける「バス利用券(回数券 4,800円分)」を支給します。

◆お問い合わせ先	市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233
----------	---------------------	---------------

5. 成年後見制度の相談について

飛騨市民の方や福祉関係者の方などからの成年後見制度に関する相談をお受けします。

このようなことでお困りではないですか。

- ・障がいを持つ子どもの将来が不安
- ・財産管理ができなくなっている親族がいる
- ・後見人になったが、福祉サービスのことがよく分からない
- ・成年後見制度について知りたい など

このような内容以外にも、成年後見制度に関する相談を受付しています。

◆お問い合わせ先	飛騨市成年後見支援センター(飛騨市社会福祉協議会)	☎0577-73-3214
----------	---------------------------	---------------

6. いきいき住宅改善助成事業の助成金

居宅での日常生活に支障がある高齢者等が、その利便を図るために行う住宅の改善に対し、費用の一部を助成します。申請は、工事にとりかかる前に行う必要があります。



【対象者】生計中心者の前年度所得税課税年額が7万円以下で次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の在宅要援護高齢者
- ・65歳未満の初老期認知症に該当し、認知症高齢者判定基準ランクⅡα以上の方
- ・身体障害者手帳の交付を受けた満6歳以上の方で、1級または2級に該当する下肢、体幹もしくは視覚に障がいをもつ方

【助成額】生計中心者の前年所得税額により最高75万円

※所得によりご利用者の負担額が異なります。また、助成額の算定の際には、介護保険等による給付額が控除されます。詳しくはお問い合わせください。

※助成は1軒につき1回までです。

◆お問い合わせ先	市民福祉部 地域包括ケア課 介護保険係	☎0577-73-7469
	飛騨市地域包括支援センター	☎0577-73-6233
	市民福祉部 総合福祉課 障がい福祉係	☎0577-73-7483

7. 医療的ケア児家族の安心レスパイト支援

医療的ケア児者が円滑にショートステイをできるようあらかじめレスパイト入院等をしていただくことで災害時や保護者のレスパイトが必要な時に医療機関等の受け入れがスムーズになるよう支援します。

【レスパイトとは】

介護者が一時的に在宅介護することが困難になった場合医療機関等に被介護者を預け介護者の負担軽減を目指す仕組みです。

レスパイト入院等の円滑な調整と実施	当事者およびその介助者家族と医療機関等の間に立ってレスパイト入院の準備・調整・取りまとめを行うコーディネートチーム ^① （飛騨市、重度心身障がい在宅支援センターみらい、計画相談員、有識者等によるチーム）を常設し双方の課題等整理解決に結びつけます。
レスパイト入院時における日中活動の支援	レスパイト入院中の病室等でのレクリエーション的な活動について、上記 ^① のコーディネートチームが調整しその人のニーズに合った支援者（特別支援学校OB、音楽療法士、絵本読み聞かせボランティア等）を手配して一定時間市の負担により派遣します。
タイムケア利用の促進	知人や紹介者などで一時的なケアを任せられる方がいる場合、市に申し出ることによってその方をタイムケア介護者として認定し、その方にケア対価として支払われた任意の謝礼に対し補助します。
手続き	事前にご相談ください。

8. 軽自動車税の減免

飛騨市税条例第90条の規定により、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方を対象に軽自動車税の減免を行っています。

次の(1)と(2)を両方満たす場合、申請していただくことにより軽自動車税の減免を受けることができます。

(1)減免を受けられる方の範囲

障がいの区分		減免の対象となる範囲
身体障がい	視覚	1～4 級
	聴覚	2 級、3 級
	平衡機能	3 級
	音声機能(咽頭摘出による場合のみ)	3 級
	上肢不自由	1～3 級
	下肢不自由	1～6 級
	体幹不自由	1～3 級と 5 級
	乳幼児期以前の脳 病変による運動機能	上肢機能 1～3 級
		移動機能 1～6 級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう または直腸の機能	1 と 3 級
	HIV による免疫機能・肝臓機能	1～3 級
戦傷病者		障がい・項症区分により異なります。軽自動車税担当にお問い合わせください。
知的障がい(療育手帳)		A、A1、A2
精神障がい(精神障害者保健福祉手帳)		1 級

(2)減免の対象となる軽自動車

障がいのある方の 区分	車検証等の所有者 (リース車の場合は 使用者)	実際に運転する方	使用目的
18 歳以上の身体 障がい者 戦傷病者	障がい者の方本人	障がい者の方本人	専ら日常生活に利用する
		生計を一にする方 常時介護する方	専ら障がい者の方の通学、 通院、通所、生業その他社会 参加のために使用する
18 歳未満の身体 障がい者	障がい者の方本人 生計を一にする方	生計を一にする方	
知的障がい者 精神障がい者	障がい者の方本人 生計を一にする方	障がい者の方本人	専ら日常生活に利用する
		生計を一にする方 常時介護する方	専ら障がい者の方の通学、 通院、通所、生業その他社会 参加のために使用する

【申請方法】

納期限(5月末)の7日前までに書類を郵送または窓口提出してください。

納期限後の申請は対象となりませんのでご注意ください。

減免の対象になるかは、障がい区分認定日等で異なりますので、税務課まで事前にご相談ください。

◆お問い合わせ先

市役所 総務部 税務課 市民税係

☎0577-73-3742

9. 老人福祉センター割石温泉

「老人福祉センター割石温泉」では、身体障害者専用浴室が設けられており予約制で使うことができます。

開館時間・使用可能時間	10:00~20:00
休館日・休場日	毎週水曜日(固定休 ※祝日の場合でも休館となります。) ・12月30日~1月3日
使用料金	・市内70歳以上の方 200円 ・市内障がいのある方 200円 ・中学生以上 500円 ※市内65歳以上70歳未満は300円(段階的に引上げ) ・小学生 200円 ・小学生未満 無料
身体障害者専用浴室対象者	・飛騨市内に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方または、介護保険認定を受けている方(事前に神岡振興事務所で使用許可証の交付を受ける必要があります。) ・飛騨市外に住所があり、身体障害者手帳4級以上の方(割石温泉の受付で手帳を提示してください)
問い合わせ	老人福祉センター割石温泉 〒506-1112 飛騨市神岡町割石291番地 電話:0578-82-0988
その他	介助が必要な方は、介助者同伴でお越しください。